

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 交通・物流 ~交通ネットワークの強化~

(道路ネットワークの整備)

- 本県は内陸に位置し、津波等による被害はほとんどないと想定されるため、沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。
- 本県においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、着実な整備が必要である。
- 広域的かつ大規模な災害の際、道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。
- 本県は7県と接する内陸県であり、大規模災害時には、他県からの支援の受け入れや、他県への支援を中継するため、県境道路を確保する必要がある。

(道路情報の収集・提供の強化)

- 災害時の道路交通の混乱を回避するため、情報通信技術（ICT）を活用した交通ネットワーク情報の収集を行うとともに、道路利用者に速やかに提供する必要がある。

(孤立・大雪対策)

- 県土の8割を山地が占める本県の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、代替ルートを含めた整備や道路防災対策を進めるとともに、市町村と連携し、緊急時の避難ルートの検討など、必要な取組みを進める必要がある。
- 県管理道路の除雪作業に使用する除雪機械の大部分を民間所有に頼っているが、県において機材を整備するなど、除雪体制の強化を図る必要がある。

(無電柱化対策)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。
- 緊急輸送道路においては電柱建込禁止区間の指定を検討する必要がある。

(リニア中央新幹線の整備促進)

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進する必要がある。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、予防的な老朽化対策を早急に進めるため、老朽化した重要インフラの整備を重点的に支援し、鉄道の安全運行の確保を図る必要がある。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する必要がある。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 県と事業者団体との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結しており、広域的な緊急輸送等の役割が期待されている。このため、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める必要がある。

2) 国土保全　～火山、河川、砂防、治山等対策～

(総合的な治水・土砂災害対策の推進)

- 台風等の豪雨や、短期的・局地的豪雨の増加に伴い、毎年のように水害が発生している。このため、近年被害を受けた河川や都市部を流れる河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、整備途上における被害軽減や計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。
- 県内には、河川堤防やダム、排水機場、樋門等、数多くの河川管理施設が設置されているが、大規模な地震等による河川管理施設の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震対策や液状化対策に計画的に取り組む必要がある。
- 地域特性を踏まえた総合的な土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害のある区域が多数存在（砂防指定地面積 87,876ha（全国 1 位）等）し、整備に着手できない箇所が数多くあることから、緊急性の高い箇所について重点的に整備を進める必要がある。また、ハード対策で対応できない箇所については、市町村等と連携して立地規制等を行うとともに、山間地の特性や溪流の荒廃状況を踏まえた警戒避難体制の整備を行う必要がある。

(治山ダム等の整備・機能強化)

- 県内において、これまでに約 1 万 9 千基の治山ダムを設置してきたが、土石流への衝撃に対する機能強化や、最下流治山ダムの土砂ポケット確保、流木捕捉対策工の設置などによる機能拡充が必要である。
- 県内には、崩壊や土砂流出等の危険が高いとされる集落が多数存在し、整備に着手していない箇所が数多くあることから、人家などの保全対象への影響が大きく、緊急性の高いものから優先的に対策を進める必要がある。

(亜炭鉱廃坑対策)

- 県では、従来からの事後対応に加え、予防的な防災工事を行うモデル事業を御嵩町において実施し、事前予防に道を開いたが、モデル事業では御嵩町の亜炭鉱廃坑の一部の対策しか行うことはできず、また、モデル事業の市町村以外にも対策を要する地域が存在することから、モデル事業の成果を検証のうえ、今後の対策について検討が必要である。
- 南海トラフ地震等が発生した際、亜炭鉱廃坑の崩壊により路面の陥没が懸念されることから、緊急輸送道路における路面陥没対策を推進する必要がある。

(火山災害対策)

- 関係機関と連携を図りながら、火山ハザードマップや避難計画の作成などのソフト対策に加え、防災設備の整備などのハード対策について早急に検討を行い、実効性ある対策を実施する必要がある。
- 平成 26 年 9 月 27 日の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、活火山における登山届の提出義務化に

について検討する必要がある。

3) 農林水産　～農林水産分野の災害対応力強化～

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の予防保全対策については、計画に基づき整備等を実施しているが、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(農業ため池の防災対策)

- 人命財産に影響を与えるおそれある農業ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めており、全国水準を上回る実績となっているが、ハード整備に着手できていないため池については、防災マップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 国が造成した基幹的農業水利施設における機能保全計画策定割合については、全国水準を上回っているが、県で造成した農業水利施設も数多く存在しているため、安定した食料供給に向け、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。
- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、農地や農業水利施設等の保全管理につながる取組みを継続する必要がある。

(農業集落排水施設の機能保全)

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施し、実績は全国水準並みとなっているが、引き続き計画的に推進する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

- 本県は県土の81%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- CLT（直交集成板）等の新たな木製品や工法を普及することにより、木材産業の経営安定と森林整備を推進し、健全な森林の維持を図る必要がある。

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- 林道のうち、地域交通ネットワークを補完し国県道等と連絡する幹線林道及び集落間林道を優先的に整備するとともに、橋梁、トンネルについて改良すべき箇所を把握するため、

早急に全箇所を点検診断する必要がある。

4) 都市・住宅／土地利用 ~災害に強いまちづくり~

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率は、約 7 割（H20）と全国水準を下回っている。公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が進んでいないため、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断から工事までの一貫サポートなどきめ細かな対応により、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(空家対策)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空家対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策)

- 大規模盛土造成地については、一部の市町で有無の調査が行われているにとどまるため、大規模盛土造成地を把握するためのマップの作成などにより、情報共有を図る必要がある。

(水資源)

- 異常渴水等に対応するため、水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を図る必要がある。
- 災害時や異常渴水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を図る必要がある。

(市街地整備)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する必要がある。

(地籍調査)

- 平成 22 年度から 25 年度までの目標値 129 km^2 に対し、実施は 82 km^2 （達成率 64%）となっており、目標を下回っていることから、引き続き事業を促進することが必要である。

5) 保健医療・福祉 ~要配慮者対策及び医療救護体制確保~

(災害医療体制の充実)

- 東日本大震災以降、6つの災害拠点病院の追加指定を行い、二次医療圏内の災害拠点病院の複数化を進めてきた。残る西濃圏域についても追加指定を検討し、各圏域内のバックアップ機能を強化する必要がある。
- 県内の災害拠点病院における災害派遣医療チーム（DMAT）保有率は、100%となっており、今後は各災害拠点病院の DMAT の複数化及び機能の維持向上を推進する必要がある。
- 平成 25 年度に、県内 2 か所に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置に必要な資機材を整備したが、運用訓練等を実施し、体制を強化していく必要がある。

(災害拠点病院等の耐震化)

- 県内災害拠点病院 12 病院のうち 11 病院については耐震化済みであり、残る 1 病院についても着手済みであるが、耐震化事業が着実に進むよう支援を継続する必要がある。
- 県内病院や社会福祉施設の耐震化率は、全国平均を上回っているが、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化、防火体制の強化を進める必要がある。

(救急医療提供体制の強化)

- 平時から他県との連携等により、災害時においても救急医療が実施できる体制の確保を図る。

(医療・介護人材の育成)

- 岐阜大学医学部における地域枠の設定や、大学と病院、医師会が連携した医師育成・確保コンソーシアムによる医師確保策、看護・介護職員の待遇改善、介護福祉士を志す学生への修学資金貸付けなど、関係者と連携して医療・介護人材の育成・確保を進めており、一定の成果を上げてきている。今後の高齢社会の進展をにらみ、引き続き計画的な確保・育成策に平時から取り組み、災害時に、医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

(福祉施設等への支援)

- 県内の福祉団体、有識者、行政関係者により「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を平成 26 年 7 月に設立し、災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援を行うための検討に着手しているが、今後、検討を踏まえ具体的な体制を整備する必要がある。
- 保育所や社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。

6) 産業 ~サプライチェーンの確保~

(BCP の策定支援)

- 県内企業における事業継続計画（BCP）の策定については、岐阜県版 BCP の策定支援により、モデルとなる事業者の育成ができたが、今後、さらに策定する事業所を広げていく必要がある。

(本社機能の誘致・企業立地)

- 国全体の強靭化に資する観点から、リニア中央新幹線の岐阜県駅が中津川市内に整備されるという機会を活かし、首都圏等に立地する本社機能等の移転促進に向けた取組みを図る必要がある。

7) ライフライン・情報通信　～生活基盤の維持～

(上下水道の耐震・老朽化対策の推進)

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策を進めており、引き続き計画的に推進する必要がある。また、市町村における水道施設については、さらなる耐震化の促進が必要である。
- 流域下水道の耐震対策については、「汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策」に重点化し、計画に沿って対策を進めているが、完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限にとどめるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、市町村下水道施設について耐震化の促進を図る必要がある。

(下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発災後に必要な業務を的確に行うため、市町村の下水道 BCP の策定を促進する必要がある。

(合併浄化槽への転換促進)

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要がある。

(電力・ガスの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。
- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取り替えを進めており、各家庭には震度 5 相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスマーティーが設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に推進する必要がある。
- 豪雨等の風水害や豪雪に備え、市町村や道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 災害発生時の電力供給源としても有効な太陽光発電など再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策のあり方について検討を進めるとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する必要がある。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等

ネットワークの信頼性向上を推進しているところであるが、災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話及び帰宅困難者の一時避難場所の設置、衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に推進する必要がある。

- 土砂災害や豪雪等に伴う通信の不通を迅速に回復するため、市町村や道路管理者等との情報共有など連携の強化を図る必要がある。

(大雪対策)

- 豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、対策を進める必要がある。

8) 行政機能 ~自治体機能の継続~

【行政】

(防災拠点の強化)

- 広域防災拠点について、国、市町村等と連携し、拠点の追加等を進めているが、実働訓練等を通じて適宜防災拠点の機能を見直し、資機材の整備等体制の強化を図る必要がある。
- 東日本大震災などでは、「道の駅」が被災者の一次避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう機能を強化することが必要である。
- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しているが、災害時において確実に活動できるよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。
- 防災拠点への再生可能エネルギー等の導入については、国の補助金を活用した基金を造成し、計画的に実施しているが、地域の重要な防災拠点を中心に、引き続き導入を推進する必要がある。
- 県総合庁舎の耐震補強工事を継続するとともに、災害対策の中核拠点となる県庁舎の建て替えについて、引き続き検討を進める必要がある。

(広域連携の推進)

- 首都機能バックアップ拠点の誘致や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、隣県等との連携の強化を図る必要がある。

(住民等への情報伝達の強化)

- 県では、避難勧告等を発令する市町村長や市町村職員を対象とした研修や、国のガイドラインの改訂を踏まえた訓練を市町村と合同で実施しているが、外国人を含む観光客や要配慮者等への対応を含め、災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害情報の伝達方法については、「ぎふ川と道のアラームメール」やエリアメールの活用など多様化を進めているが、さらに充実を図る必要がある。

(防災情報システム及び行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、防災情報通信システムの複線化など耐災害性を強化する必要がある。
- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保などの対策を実施しており、引き続き耐災害性の強化に取り組んでいく必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・収集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。
- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災フェアなどを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町村における非常用物資の備蓄を促進する必要がある。
- 民間企業やJA全農岐阜等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を構築している。今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していくことが必要である。

【警察・消防】

(警察災害派遣隊の体制強化)

- 平成25年1月に設置した県警察災害派遣隊については、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、関係機関と連携した実動訓練を実施するとともに、部隊の対処能力の向上を図る必要がある。

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 警察、消防の災害対応力強化のため、情報通信基盤や災害用資機材の充実などを図る必要がある。

(関係行政機関との連携体制の整備)

- 大規模災害発生時においては、他都道府県警察ヘリの応援を受けることになるが、現有的の施設は狭隘なうえ、燃料備蓄量も十分でないことから、航空自衛隊岐阜基地の支援を受けるなど、受入れ体制の整備を図る必要がある。

(警察庁舎等の整備・耐震化)

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無

駄なく、迅速に運用するため、基幹防災拠点としての警察署の整備を行う必要がある。

- 警察庁舎等の耐震補強は、平成29年度に完了する見込みであるが、改築による耐震化を予定している警察署や庁舎について、計画的に整備を進める必要がある。

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保する必要がある。

(信号機停電時対策)

- 国道などの主要道路に接する信号機に、可搬式発動発電機の接続に対応した信号機の整備を進める必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 平成24年7月に「岐阜県警察大規模災害対応業務継続計画」を策定したが、大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ、通常業務等の警察機能を維持するため、非常時優先業務と人員計画等をあらかじめ明確にする必要がある。

(消防人材・消防団員等の確保・育成)

- 近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への消防職員及び消防団員等の対応能力を高めるための教育環境を整備する必要がある。
- 地域防災力を維持するため、消防団員・水防団員の確保対策を図る必要がある。

9) 環境 ~廃棄物及び有害物質対策~

(災害廃棄物対策の推進)

- 国の「災害廃棄物対策指針」がH26.3に提示されたことを踏まえ、「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を改廃し、新たな災害廃棄物処理計画の策定を行うとともに、市町村に対して、災害廃棄物処理計画の改定（未策定市町村に対しては計画の策定）を促し、適正かつ迅速な処理体制の構築を図ることが必要である。

(有害物質対策)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

10) 地域づくり・リスクコミュニケーション

(防災人材の育成)

- 災害時の被害軽減や迅速な復旧・復興には、地域コミュニティによる共助が不可欠であり、その中心となる地域の防災リーダー等の人材育成や防災教育の充実を図る必要がある。

(防災教育の推進)

- 国土強靭化を図る上で、それぞれの地域における災害対応力を高めることが重要であり、参加率が低下傾向にある自治会の強化や防災リーダーの育成など、地域における既存の仕組み・人材を活用したリスクコミュニケーションの充実を図る必要がある。
- 国土強靭化を図るためのハード整備には限界があることから、災害危険箇所の周知や避難行動につながる情報提供など、県民の防災意識の向上に資するソフト対策を推進していく必要がある。
- 県民の自助実践を促進する「災害から命を守る岐阜県民運動」については、「命を守るためにとっさの行動」を重点テーマに実施しているが、各家庭での防災対策が重要であることから、さらなる取組みが必要である。
- 防災キャンプの実施や防災教室講習会、伝統的防災施設マップを活用した総合学習などを通じ、学校関係者及び児童生徒に対し、自ら命を守る防災意識の向上に向けた取組みを進めているが、地域・学校の実情に応じ、自主的な取組みを促進するなど、成果を広げていく必要がある。

(要配慮者対策の推進)

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町村による避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援計画の具体化を促進するとともに、自治会を中心とした避難訓練を定期的に実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。

(災害ボランティアの活動支援)

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることがないよう、必要な資機材を支援するルールや、備蓄方法等について検討を進める必要がある。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域に根差した建設業は、地域の復旧・復興において重要な役割を果たすため、その事業継続力向上に向け、本県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組む BCM（事業継続マネジメント）の認定を行っているが、その取組みを継続する必要がある。
- 近年の建設投資の減少により、地域の建設業においては現場の技術者の不足や若年入職者の減少により技術継承の危機に直面しており、地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材を育成・確保していく必要がある。

11) メンテナンス・老朽化対策

(社会資本の適切な維持管理)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネルなど、全国トップレベルの社会資本について、高齢化が進行しており、計画的な長寿命対策に取り組む必要がある。
- 県内には河川構造物が多く存在し、その多くが設置から 30 年～40 年を経過し更新期を迎えており、洪水時に施設の機能が確実に発揮されるよう、適切に維持管理していく必要がある。
- 多数の砂防施設（砂防堰堤等約 4,200 箇所）を管理しており、これら施設の高齢化が進んでいることから、計画的な維持管理を行う必要がある。

(公共施設等の維持管理)

- 公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(メンテナンスに関する人材の育成・確保)

- 大学や民間企業と連携し、社会基盤メンテナンスエキスパート等の育成を進めているが、社会資本の復旧・復興を担う人材の育成をさらに推進する必要がある。

(市町村に対する技術的支援)

- 社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足など維持管理に課題を抱えており、市町村に対する技術的な支援を推進する必要がある。